

かながわりサイクル製品認定制度について

1 リサイクル製品認定制度の目的

- 効率的な循環型社会を形成し、持続的な発展を実現していくためには、廃棄物のリサイクルの促進や担い手となるリサイクル産業の育成・振興を図る必要があり、廃棄物を原材料としたリサイクル製品の生産・販路拡大が必須である。
- そこで、平成 22 年 4 月に一定の要件を満たしたリサイクル製品を県が認定することで信用力を付加し、利用を促進するリサイクル製品認定制度を創設した。

2 制度の概要

(1) 認定要件

知事は、制度の目的である「循環型社会の形成」に資するものと認められ、かつ、次のア～オに掲げる認定要件のいずれにも適合しているリサイクル製品を認定する。

- ア 申請時において既に県内で販売され、又は申請から 6 か月以内に県内で販売されることが確実であり、かつ、安定的に供給できること。
- イ 主に県内で発生した循環資源を原料の全部又は一部として製造されていること。
- ウ 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場で製造が行われていること。
- エ 原料調達、製造、販売、廃棄等において関係法令等が遵守されていること。
- オ 別に定める安全性・品質等の認定基準を満たしていること。

(2) 認定製品

(1) の認定要件を満たした廃棄物を再生利用して製造された製品を認定する。

- (例) 生活用品 → ごみ袋、カーペット、食器類、トレットペーパー、衣服類 等
- 農業林業 → 肥料、脱臭剤（活性炭）、プランター、ネット 等
- 日曜大工 → すのこ、軍手、包装ひも、段ボール 等
- 工業部品 → ボルト、ナット等の部品類 等

(3) 申請から認定までのフロー

申請 → 書類審査 → 現地確認 → 審査会の審議 → 認定

(4) 検討会

外部有識者 5 名からなる「リサイクル製品認定検討会」により、知事から付議された案件について、次の事項を検討する。

- ① 認定要件に対する適合性
- ② 認定製品としての総合的妥当性

(5) 県の責務、認定事業者の責務

① 県の責務

- ア 県は、物品等の購入において、一般製品と、品質面、価格面等において同等の認定製品があるときは、当該製品を積極的に使用するよう努める。
- イ 県は、市町村に対し、認定製品の優先的な使用に配慮するよう協力を求める。
- ウ 県は、認定製品の使用が促進されるよう、県民及び事業者、関係機関等に対し、認定製品に関する情報提供に努める。
- エ 県は、認定製品が適正に製造・管理されているかどうかを確認するため、必要な限度において、報告の徴収や事業場等に立入調査等を行う。

② 認定事業者（リサイクル製品の認定を受けた事業者）の責務

- ア 認定事業者は、認定製品の品質、安全性等を維持するため品質管理計画を作成し、その計画に基づき認定要件への適合状況を定期的に確認しなければならない。
- イ 認定製品の流通、販売過程において、消費者等との間で認定製品の品質、安全性等に関する問題が発生したときは、直ちに県に報告するとともに認定事業者が自らの責任においてその処理を行わなければならない。
- ウ 認定事業者は、前年度の認定製品の販売実績を報告しなければならない。

3 認定マーク

リサイクル製品認定制度の普及啓発を効果的に進めるため、認定事業者は、認定マークを認定製品に付して販売することができる。

4 今後のスケジュール

- 平成 28 年 6 月 認定製品の第 7 回募集開始
- 7、8 月 書類審査、現地確認等
- 9、10 月 検討会の開催、認定製品の決定、記者発表

5 認定製品に対する支援措置

(1) 神奈川グリーン購入基本方針に位置づけ

かながわりサイクル製品認定制度実施要綱を神奈川県が物品やサービスを購入する際の基本的な方向性を配慮する「神奈川グリーン購入基本方針」の個別方針に位置づけることで、県機関の優先的率先利用につなげる。(H22. 4. 1~)

(2) 神奈川県あっせん調達要綱の改正

県会計局所管の同要綱を改正し、かながわりサイクル認定製品を県が物品購入する際、随意契約で購入できる金額 10 万円以下を 160 万円未満まで引き上げることで、県機関に優先的率先利用につなげる。(H23. 4. 1~)

(3) 各種イベントへの出展・展示

リサイクル認定製品や紹介パネルを展示し、県民への周知を図った。
(詳細については参考資料 1)

6 参考 認定製品一覧

| 年度 | 認定番号 | 製品名等 | 認定品目 | 事業者名 | 所在地 |
|-----|----------|--------------------------------|-------------|------------------|------|
| H22 | 10-1 | ジョロペット | 園芸用品 | 南開工業(株) | 南足柄市 |
| | 10-7 | ハマのありが堆肥 | 堆肥 | 横浜環境保全(株) | 横浜市 |
| | 10-8 | よみがえり、よみがあ〜る、よみがえりレガロ | 作業手袋 | ナカノ(株) | 横浜市 |
| | 10-10 | サンリョウ有機 | 堆肥 | (株)三凌商事 | 東京都 |
| | 10-11~13 | リサイクル高強度磁器食器 OGISO | 食器類 | (株)おぎそ | 岐阜県 |
| | 10-14 | 健やかファーム | 肥料 | (株)二見 | 小田原市 |
| H23 | 11-1~5 | ロコヨガーデンテーブル ほか4製品 | プラスチック製用品 | (株)服部商店 | 藤沢市 |
| | 11-6 | Mバイオ・たいひくん | 肥料 | 三浦地域資源ユーズ(株) | 三浦市 |
| | 11-7 | エコ点字ブロック | 点字ブロック | 中央環境開発(株) | 横浜市 |
| | 11-8 | 豚鶏用食品残さ乾燥飼料 | 飼料 | (株)二見 | 小田原市 |
| H24 | 12-1 | 全建ソイル | 流動化処理土 | (株)ヨコハマ全建 | 横浜市 |
| | 12-3 | リサイクルポリ袋 | 環境配慮型ポリ袋 | (株)ライプロンコーポレーション | 横浜市 |
| | 12-4 | エコキャップキャリーハンドル | 日用品 | 南開工業(株) | 南足柄市 |
| | 12-5 | ウィードロック森のれんが | 木質成型舗装材ブロック | (株)SION | 京都市 |
| H25 | 13-1 | ハイブリッドドライモルタル | ドライモルタル | (株)リコーン | 川崎市 |
| | 13-2 | バイオクリーン | 洗浄剤 | (株)セイコーバイオテクノ | 静岡県 |
| H26 | 14-1 | ハイブリッドジャリコン | ドライコンクリート | (株)リコーン | 川崎市 |
| | 14-2~5 | Rompbabyのあんしんな食器 | 食器類 | (有)光巨プロジェクト | 横浜市 |
| | 14-6 | エコカル | 農業用土壌改良材 | 中央環境開発(株) | 横浜市 |
| H27 | 15-1 | スラモル | 高流動埋戻し材 | (株)金子コンクリート | 横浜市 |
| | 15-2 | プレデッキ | リサイクル樹脂系建材 | 中央環境開発(株) | 横浜市 |
| | 15-3 | ポエフ EPSR 1 | 腐植質脱臭剤 | 荏原実業(株) | 東京都 |
| | 15-4~5 | FUJI-KUN ROLL PREMIUM ほか1製品 | トイレトペーパー | (株)富士紙業 | 横浜市 |

計 33 製品(平成 28 年 4 月 1 日現在)